

答申第 5 2 号

答 申

1 審査会の結論

平成 28 年 8 月 10 日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき実施機関が同年 8 月 24 日付けで行った公文書部分開示決定において、実施機関が不開示と判断した部分のうち、施工体制図及び部分下請通知書の添付書類である、主任技術者に関する技術資格を証する書類及び雇用を証する書類に記載された主任技術者氏名については開示すべきであるが、その余の判断は妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

- (1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成 18 年津市条例第 22 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、平成 28 年 8 月 10 日付けで「旧久居市市民会館解体工事 金入設計書、請負契約書、施工体制台帳、下請届」について、本件開示請求を行った。

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

平成 28 年度営久地補第 4 号旧久居市市民会館解体その他工事
金入り設計書
工事請負契約書
施工体制台帳
部分下請通知書

- (3) 実施機関は、本件公文書について、公文書の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、平成 28 年 8 月 24 日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 工事請負契約書のうち、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 4 条の規定による書面」の法人の名称及び所在地部分

イ 部分下請通知書のうち、各下請金額部分及び資格確認書類の番号、住所、氏名、本籍、生年月日及び顔写真

- (4) 審査請求人は、平成 28 年 9 月 5 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、本件処分を取り消し、全面開示を求める

審査請求を行った。

3 審査請求の理由

他の法令で公開が義務付けられているにも関わらず非開示とする事は違法、不当であり、知る権利の侵害に当たる不利益処分である。

4 実施機関の不開示理由説明

再資源化等をするための施設の名称、住所及び下請金額は、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから条例第7条第3号に該当する。

資格確認書類の番号、住所、氏名、本籍、生年月日及び顔写真については、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るもので同条第2号に該当する。

5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、部分不開示とした箇所が適正であるか否かについて争っている。

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年条例第23号）第7条の規定に基づき、審査請求人及び実施機関による口頭の意見陳述を聴した上で、本件処分の妥当性について検討した。

(1) 審査請求人による口頭の意見陳述の要旨

審査請求人は、持参した資料をもとに、次の要旨のとおり意見陳述を行った。

建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき発せられた「一括下請の禁止について」、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」、「公共工事設計労務単価について」、「社会保険の加入に関する下請ガイドラインの改訂等について」、「民間建設工事の適正な品質を確保するための指針について」等、国から種々の通達等が各方面に示されているが、税金を原資とする公共工事においては、これら法の規定に基づく通達等が順守されているか否かについて、発注者が厳格に審査を行うべきであり、その公正性の証として、関連する公文書は秘匿することなく全て公開すべきであり、各項目における開示すべき理由については次のとおりである。

ア 下請契約金額について

下請契約金額について、私企業間の契約であることをもって不開示としているが、当該項目は、禁止されている一括下請がされていないか、

下請業者が不当に搾取されていないかといった違法行為が行われていないことを示すものであり、また、各事業者の個々の契約実績は、建設業許可に関する情報として三重県で閲覧及びコピーが可能なものであり、不開示とする理由はない。

イ 技術者資格に関する情報について

技術者資格に関する情報について、個人情報と称して部分不開示としているが、適法な技術資格を持った技術者が配置されていることを証するものであり、そもそも三重県では本籍以外の情報については全て閲覧及びコピーが可能なものであるため、不開示とする理由はない。

ウ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地について

再資源化等をするための施設の名称及び所在地については、三重県や亀山市においては開示されている情報であり、開示していない津市の対応は時代遅れである。

(2) 実施機関による口頭の意見陳述の要旨

当審査会は、実施機関から提出のあった資料を見分した上で、実施機関による口頭の意見陳述を聴した。その要旨は次のとおりである。

ア 施工体制台帳及び部分下請通知書における技術者の個人情報について

当該文書に添付書類である、技術者に係る資格を証する文書及び雇用を証する文書における氏名、住所、本籍、生年月日、性別、資格番号、顔写真、職務経歴の内容及び保険者番号については条例第7条第2号に規定する個人情報に該当する。

監理技術者資格者証、健康保険被保険者証等、技術者個人が所有する文書は、その情報が他所で閲覧等で一般に供されているとしても、個々の文書そのものはあくまでも技術者本人の所有物の範囲であり、当該文書が公開され、万一紛失等がなされた場合、当該文書が独り歩きし、当該技術者の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とすべきである。

イ 施工体制台帳及び部分下請通知書に含まれる下請契約金額について

下請契約は、民間業者間の契約であり、下請契約金額を公開することにより、関係業者の経理情報、営業方針等が明らかになり、他企業間の価格交渉の材料とされるおそれがあるため、同条第3号に規定する法人情報に該当する。

ウ 工事請負契約書に含まれる再資源化等をするための施設の名称及び所在地について

再資源化等をするための施設は、契約締結時における予定情報であり、当該情報を公開することにより他企業間の価格交渉の材料とされるおそれがあり、同条第 3 号に該当する。

なお、当審査会答申第 2 2 号により不開示妥当との答申がなされている。

(3) 当審査会の判断

当審査会は、本件処分に係る条例第 7 条第 2 号及び第 3 号の該当性について検討を行った。

ア 技術者の個人情報に係る条例第 7 条第 2 号の該当性について

実施機関は、技術者資格者証及び健康保険被保険者証等、原本を技術者個人が所有する文書については、仮に当該文書が閲覧に供されていた場合においても、あくまで技術者本人の所有物であり不開示とすべき旨を主張するが、当該文書は、建設業法の規定により、公共工事の受注者から発注者たる津市に提出された文書であり、条例第 2 条第 1 項に規定する公文書に該当する。当該文書原本の所有者が個人であることをもって、他の公文書と異なる取扱いをすべきではない。そのため実施機関が本件処分において、条例第 7 条第 2 号により部分不開示とした箇所の全てが個人情報であるゆえただちに同号ただし書に該当しないとしたことには速断が感得される。

他方、審査請求人は、技術者資格に係る証明書等は、三重県では建設業許可に関する文書として本籍地情報を秘匿処理した上で閲覧及びコピーが認められており、その例からしても全面的に開示されるべきであると主張する。しかし、建設業法の改正（平成 2 7 年 4 月 1 日施行分）により、建設業許可申請に関する文書のうち、個人情報が記載された文書については閲覧が禁止された。現在では、一般情報としての技術者資格情報は同号ただし書には該当せず、原則として条例第 7 条第 2 号に規定する個人情報に相当し、不開示とされるべきである。

このような観点に立って、以下、審査請求の対象たる個別事項の開示の是非について判断する。

施工体系図は、建設工事において公開が義務付けられている個別情報の一つである。当該図は、建設業法第 2 4 条の 7 第 4 項により、第三者が現場の施工体制を簡明に確認できるよう、当該建設工事の見やすい場所に掲げなければならないと定められている。そのため、当該図に記載

された当該工事を施工する元請業者及び全ての下請業者の主任技術者氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当すると認められ、開示すべきである。

また、施工体制台帳及び部分下請通知書は、公共工事が適正な施工体制の下に行われていることを担保するものであることからすると、一般に公開される目的を持った文書ではないものの、その趣旨は施工体系図と同様であると考えられる。よって施工体制台帳及び部分下請通知書に記載されている主任技術者等の情報は、同じく条例第7条第2号ただし書アに該当すると認められ、開示すべきである。

さらに、当該添付書類である技術者資格に関する書類及び雇用を証する書類は、当該公共工事が適正な資格を有する専属の技術者によって施工されていることを証するもので、施工体制台帳及び部分下請通知書と一体のものである。しかも当該添付書類は、施工体系図に記載された主任技術者以外の人物のものではあり得ず、たとえ氏名等特定の個人を識別し得る情報の全てを不開示としたとしても、当該文書が主任技術者本人のものであることは明らかである。したがって、当該添付文書に係る氏名部分は、開示すべきである。

技術者資格に関する書類及び雇用を証する書類のうち、氏名を除くその他の項目については、開示すべき特別な理由は認められないことから、不開示が妥当である。

イ 下請契約金額に係る条例第7条第3号の該当性について

実施機関は、下請契約は民間業者間の契約であり、下請契約金額を公開することにより、関係業者の経理情報、営業方針等が明らかになり、他企業間の価格交渉の材料とされるおそれがあると主張する。確かに、民間業者間の契約情報は一般には、企業の内部情報であり、条例第7条第3号に規定する法人情報に該当すると認められるが、建設業許可を受けようとする建設業者においては、建設業法の規定により、建設業許可変更届の際に過去3か年の契約実績（工事施工額）の報告が義務付けられており、当該届は許可庁において閲覧に供される。すなわち、下請契約金額は原則公開を前提とした情報であり、一般の民間業者間の契約情報とはやや性質を異にする。

しかしながら、施工中の工事案件については、下請契約金額の情報を公開することによって、他企業間の価格交渉の材料とされ、あるいは契

約の履行そのものに何らかの支障が生じる可能性も否定できず、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否めない。よって、条例第7条第3号の規定により不開示とすべきである。

ウ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地に係る条例第7条第3号の該当性について

再資源化等をするための施設の名称及び所在地は、当審査会答申第22号のとおり条例第7条第3号の規定により不開示とすべきである。

なお、審査請求人は、他自治体の例を示し、本市においても同様の取扱いとすべきであると主張するが、各自治体において公文書開示可否の判断を行う情報公開関係条例の規定は必ずしも同じではなく、また、個々の公文書の取扱いも多様である。したがって、同一名称の公文書について、自治体によって開示可否に係る対応が異なっていたとしても、一方が適法であり、他方が違法であるとは断じえない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、本件処分における公文書部分開示決定通知書の記述の文言は、実際に部分不開示とした内容と若干の相違がある。実施機関は、公文書開示請求に際し、適正な事務遂行に努め、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努められたい。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年10月 5日	諮問書の受付（各実施機関）
平成28年12月 6日	諮問案件の審議並びに審査請求人及び実施機関からの口頭意見陳述
平成29年 3月 9日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
委 員	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	早 川 正 祐